

# 第6章 畜産局

## 第1節 畜産再編総合対策

### 1 対策の趣旨

我が国畜産は、経済の高度成長を背景とする食生活の高度化、多様化の進行の中で、経営規模の拡大を伴いながら急速な量的拡大を遂げ、農業の基幹的部門に成長し、食生活の向上及び農業所得の確保に重要な役割を果してきた。

近年、量的拡大から質的充実への国民の関心の移行、高齢化社会の進行等により食料消費は量的には飽和状態に達しつつあることなどから、畜産物の需要は、従来のような高いペースでの伸びから緩やかな伸びに転じている。一方、牛肉の輸入自由化、ウルグアイ・ラウンド農業合意の受入れ等国際化の進展の中で、我が国畜産の存立基盤を確保するためには、生産性の向上、経営技術の高度化等経営体质の強化及び畜産物需給動向への的確な対応を主眼とした地域畜産構造の再編を早急に促進する必要がある。

このため、地域の実情に応じた地域ぐるみの生産から加工・流通までを一体とした畜産の再編成を計画的かつ効率的に推進することが重要な課題となっている。

これらの畜産をめぐる内外の諸情勢を踏まえ、ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施期間である平成12年までの期間に、効率的で生産性の高い経営体の育成を図るために、経営感覚に優れた意欲ある農業者等の自主性と創意工夫を活かしつつ、地域の特性に即し、生産から流通・消費に至る地域畜産構造の再編のための総合的な施策を展開しようとするものである。

### 2 対策の実施

畜産再編総合対策は、市町村農業生産総合振興計画、あるいは、都道府県農業生産総合振興基本方針に即し、各種関連対策との連携の下に、市町村段階、都道府県段階において、地域の実情に応じつつ本対策の各事業を適切に組み合わせることにより、総合的かつ有機的に実施するものである。

11年度においては、地域の創意工夫を活かした地域畜産の再編、中山間地域畜産活性化等の支援推進、飼料自給率向上のための飼料生産対策、家畜排せつ物の総合的な利用体制の確立を図るための環境保全型畜産確立対策、畜産新技術利用促進のための畜産技術向上施設整備対策、畜産物流通合理化のための対策、経営感覚に優れた畜産経営体の育成のための畜産経営技術等推進対策、各家畜の能力向上等のための家畜改良増殖対策、危険度の高い家畜伝染性疾病の予察・自衛防疫等の推進のための家畜衛生対策等の各種事業を総合的に実施した。

また、平成11年度補正予算において、物流効率化・競争力強化特別対策の推進を図るため、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の地域畜産再編対策事業等（補正予算額21億円）を実施した。

#### 事業の内容

市町村段階において行う事業については市町村農業生産総合振興計画に基づき、都道府県段階において行う事業については都道府県農業生産総合振興基本方針に基づき、全国段階において行う事業については全国的見地からの調整を図りつつ、①離農跡地の効率的な利活用、意欲ある経営体の育成、生産技術の高度化、地域畜産の再編整備に必要な拠点的な共同利用施設その他の畜産施設の整備、②農業生産条件が不利な中山間地域の活性化の促進、③飼料基盤の整備、自給飼料生産の拡大及び低コスト化等の促進、④畜産環境の保全、家畜排せつ物の土壤還元利用等の促進、⑤家畜市場、食肉処理施設等の広域畜産流通施設等の整備、⑥家畜改良施設、飼料利用高度化施設及び家畜衛生施設の整備、⑦畜産経営技術の指導体制の整備及び濃密かつ重点的な指導並びに家畜生産利用技術等の改善の促進、⑧飼料作物の生産性の向上と飼料利用の合理化の促進、⑨家畜の計画交配、能力検定等による優良な種畜の作出、選抜等の推進、⑩自衛防疫等の推進による家畜の衛生管理の促進、⑪畜産物の需給の円滑な調整及び流通消費の改善の推進、⑫畜産新技術についての実証展示とその普及の促進等に係る各種事業を弾力的かつ効率的に実施した。

表1 予算額（補正予算を含む）

|              |       |
|--------------|-------|
| 畜産再編総合対策事業   | 96億円  |
| 畜産再編総合対策推進事業 | 54億円  |
| 合 計          | 150億円 |

## 第2節 酪農対策

### 1 牛乳乳製品の需給

10年度の牛乳乳製品の需給については、生産者団体は、好調な需要を背景に、計画生産目標を前年計画比100.7%としていたが、生乳生産は伸び悩み、9年度を0.9%下回った。一方、飲用需要は、景気低迷や他の飲料との競合等により、9年度をわずかに下回ったことから、乳製品向け処理量は9年度をわずかに上回った。脱脂粉乳については、カレントアクセス分1万7,100トンの輸入により安定した需給となった。バターについては、業務用を中心とした消費の伸び悩みにより、在庫は増加傾向で推移した。

11年度については、生産者団体は、飲用需要が低迷している中で、需要に見合った供給を図る観点から、計画生産目標を前年実績比100.6%としていたが、生乳生産は10年度をわずかに下回って推移した（851万トン、対前年比0.4%減）。飲用需要は、景気の影響や他の飲料との競合等により、10年度をわずかに下回って推移した（494万トン、1.7%減）。一方、乳製品処理量は、10年度をわずかに上回って推移した（347万トン、1.6%増）。脱脂粉乳については、カレントアクセス分として1万6,800トンを輸入・放出したものの、生乳生産の低迷、乳飲料及びはっ酵乳の好調な消費等により、需給はひっ迫基調で推移した。バターについては、景気の影響等により、業務用を中心に消費が低迷し、在庫は増加した。

### 2 牛乳乳製品の流通調査

#### (1) 牛乳乳製品生産費調査

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく加工原料乳の基準取引価格の算定に必要な主要乳製品（バター、脱脂粉乳、全脂加糖れん乳、脱脂加糖れん乳、全粉乳）の生産費等を把握するため、主要な乳製品工場、市乳処理工場を対象として、牛乳乳製品の製品別原材料費、加工処理に要する経費、一般管理費、販売費及び支払利子について、上期・下期の2回調査を行った。

#### (2) 牛乳乳製品工場調査

乳業の合理化等乳業に係る諸施策に資するための基

礎資料を得るため、全工場を対象として、工場の規模、設備の状況、稼働状況及び製品生産状況について調査した。

#### (3) 集送乳経費調査

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく加工原料乳の保証価格の算定基礎とともに、我が国の生乳取引の実態を把握するため、指定生乳生産者団体及びその傘下の団体で集送乳事業を行っている生産者団体並びに生乳の集送乳事業を行っている工場で牛乳乳製品生産費調査の対象となっていない工場を対象として、生乳の集乳に要した輸送費及び集送所経費を、また、団体については、生乳販売手数料も併せて、8月及び2月の年2回の調査を行った。

#### (4) 牛乳小売実態調査

飲用牛乳等の小売機構とその実態を把握し、小売段階における流通合理化、小売価格の適正化及び消費拡大を推進する資料とするため、全国の牛乳小売店600店舗余を対象として、種類別・販売先別販売数量、販売店の従業員の労力状況、経営状況等を調査した。

#### (5) 牛乳乳製品価格調査

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく加工原料乳の基準取引価格及び指定乳製品の安定指標価格の算定のための基礎資料とするほか、酪農行政に必要な生産から消費に至る流通段階別の価格を把握するため、全国主要都市に所在する乳製品の製造業者、卸売業者及び小売業者を対象として、その仕入れ及び販売価格を調査した。

#### (6) 乳製品在庫調査

酪農行政に必要な乳製品の需給事情の把握の資料とするため、乳製品の製造業者等を対象として、乳製品の種類別在庫量を調査した。

### 3 生乳取引・流通改善対策

#### (1) 本対策の趣旨

生乳の需給調整等、新たな生乳取引の推進及び生乳計画生産の強力な推進等を行うため、都道府県、中央酪農会議、指定生乳生産者団体等に対して指導及び助成を行った。

#### (2) 本対策の事業実施概要

##### ア 生乳流通等改善推進事業

生乳流通の広域化に対応した集送乳の一層の合理化、的確な生乳需給調整・計画生産等の円滑な推進、乳質基準・規制等の運用改善と普及定着及び生乳取引方法の改善等を図るため、社団法人中央酪農会議、都道府県及び指定生乳生産者団体等に対して指導及び助成を行った。

## (ア) 生乳流通情報システム整備

指定生乳生産者団体において、集送乳に関する個別情報を一元的に収集、管理及び提供するシステムを構築するため、情報処理機器等を整備した。

## (イ) 生乳流通等改善推進指導

都道府県は、生乳の適正な需給調整及び乳質の改善向上を図るための会議の開催、調整指導、調査等を実施した。

指定生乳生産者団体は、生乳受託販売、生乳計画生産、集送乳の合理化等の円滑な推進を図るための会議の開催、現地指導及び調査を行った。

社団法人中央酪農会議は、指定生乳生産者団体が行う生乳受託販売、生乳計画生産、集送乳の合理化等の円滑な推進を図るための会議・研修会の開催、情報収集及び提供、体細胞数規制、乳脂肪分基準等の運用改善を図るための啓発普及及び指導等を行った。

## (ウ) 生乳取引等改善推進

社団法人中央酪農会議は、指定生乳生産者団体の広域化の進展状況等を踏まえ、生乳取引方法の改善強化を図るため、入札等市場取引の導入、相対取引のルール化等を行うための検討会の開催、客観的な価格形成要因の分析に基づく生乳取引プログラムソフトの開発、普及等を行った。

## イ 乳製品取引パイロット市場推進

乳製品取引について、新たな価格形成の場として入札取引を行うパイロット市場を創設するとともに、パイロット市場における取引情報を販売者、購買者等に適切に提供するための体制整備を行うため、社団法人中央酪農会議に対して指導及び助成を行った。

## ウ 酪農経営体育成強化推進指導事業

生乳の計画生産との整合性を保ちつつ、生乳生産の大宗を育成すべき酪農経営へ早急に集約し生産構造を改善するため、生乳生産の移動を推進するための検討会議の開催、指導を行った。

## エ 酪農経営体育成強化緊急対策事業

生乳の計画生産との整合性を保ちつつ、生乳生産の大宗を育成すべき酪農経営に早急に集約し生産構造を改善するため、指定生乳生産者団体等のあっせん機能を活用しつつ、減頭見合いで増頭等を行う規模拡大者に対する支援を行った。

## 4 乳業及び流通の合理化対策

## (1) 本対策の趣旨

近年、国際化への対応、内外価格差の縮小等が求められる中、酪農の生産性向上が図られているところであるが、乳業及び流通について、その合理化を図ること

により、消費者の納得し得る価格での牛乳乳製品の供給に資することを目的としたものである。

## (2) 本対策の事業実施概要

## ア 乳業再編総合対策推進事業

乳業の再編・合理化を推進するため、協議会を開催し、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために基本方針」に即した乳業再編全国計画の策定・指導等を行った。さらに、地域ブロック・都道府県における乳業の再編・合理化を推進するため、協議会を設置し、乳業再編ブロック計画及び都道府県再編計画の策定・指導等を行うとともに、経営コンサルティングの実施、セミナーの開催、現地研修会の開催等を行った。

## イ 乳業再編整備等対策事業

## (ア) 乳業施設再編合理化対策

乳業の再編・合理化を促進するため、乳業の集約化による効率的な乳業施設の整備、これと併せて行う環境、衛生問題等に配慮した乳業施設の整備を行った。

## (イ) 広域需給調整施設整備事業

生乳の広域流通に対応した需給の円滑な調整に資するため、需給調整拠点施設等の整備を行った。

## ウ 牛乳宅配機能等強化推進事業

在宅高齢者等への牛乳販売のあり方等について検討するとともに、その成果の普及・啓発を実施した。

## 5 乳製品に係るUR農業合意

ガット・ウルグアイ・ラウンド(UR)交渉は、昭和61年以来7年余りにわたる交渉の末、平成5年12月15日、ジュネーブで開催された貿易交渉委員会(TNC)において実質的な合意に達し、平成6年4月には、WTO協定がモロッコのマラケシュにおける閣僚会合で署名された。UR農業合意の基本的な構造は、農産物の国内支持、市場アクセス及び輸出競争の3分野について保護削減のルールを作り、原則として6年間かけて実施していくというものである。

乳製品に関しては、

(1)すべての輸入制限措置を関税相当量に置き換えた上で、これを含め関税等を6年間で最低15%削減

(2)現行の輸入アクセス機会を維持し、このうち農畜産業振興事業団による輸入分は生乳換算で13万7千tを毎年輸入

という内容であるが、関税相当量の水準が相当高いこともあり、当面は国内への影響は少ないものと考えられる。

## 6 新たな酪農・乳業対策大綱

我が国の酪農は、食生活の多様化等による需要の増

大を背景として順調な発展を遂げ、我が国農業の基幹的部門に成長し、国民生活に欠かせない牛乳・乳製品の安定供給という基本的な使命に加え、地域社会の活力維持、国土や自然環境の保全等多様かつ重要な役割を果してきた。

一方、我が国での社会経済が大きな変革期に直面している中で、農政についても、社会情勢の変化や国際からの進展に対応し、抜本的に見直すことが求められており、平成11年7月には、21世紀に向けた食料・農業・農村政策の基本指針となる「食料・農業・農村基本法」が施行されたところであり、また、平成12年3月には、基本法に掲げられた理念や施策の基本方向を具体化した「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されたところである。

このような中で、畜産行政に関しても、農政改革の一環として、酪農・乳業に係る各般の施策を見直し、需給の安定を図りつつ、市場実勢を反映した乳製品・加工原料乳の適正な価格形成を実現することを通じ、川下のニーズに応じた生産・供給が行われるようにするとともに、意欲ある担い手の経営安定に十全を期すなど、総合的な施策体系を構築することとした「新たな酪農・乳業対策大綱」を平成11年3月に策定したところである。

この中で、牛乳・乳製品の価格政策については、市場実勢を反映した乳製品・加工原料乳の適正な価格形成の実現及び酪農経営の安定の確保を図るために、平成13年度を目途として新たな制度に移行することとし、これに必要な「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法

の一部を改正する法律案」を通常国会に提出した。

また、価格政策の見直しのほか、「主要な改革の方向」として位置付けた、経営体・担い手対策、生乳流通対策及び乳業再編・合理化対策については、関係者による検討を踏まえ、所要の予算措置を講じたところである。

更に、「改革を推進するための条件整備」として位置付けた、畜産環境対策、自給飼料の増産、家畜改良の推進・飼養管理技術の高度化、牛乳・乳製品の流通・消費対策、生産資材費低減対策については、所要の法整備、予算措置を講じたところであり、また、新たな「酪農及び肉用牛の生産の近代化を図るための基本方針」、「家畜改良増殖目標」及び「飼料増産推進計画」については、平成11年度中にとりまとめを終え、平成12年度当初の公表を予定している。

引き続き、平成12年度においても、本大綱及び基本計画等に沿った施策の着実な推進を図ることとしている。

### 第3節 畜産物の価格流通対策

#### 1 畜産振興審議会

第40回畜産振興審議会は、平成11年9月7日農林水産省三番町分庁舎において開催された。

なお、委員の任期は「審議会令」により2年とされているが、任期途中で西村 博司委員（北海道副知事）、川口 勉委員（協同組合日本飼料工業会会长）、萩原

表2 主要な乳製品の関税相当量(TE)又は一般関税の削減計画

|                          | 基準関税水準 →        | 2000年             |
|--------------------------|-----------------|-------------------|
| 脱脂粉乳 (F≤1.5%)            | 466円/kg + 25%   | 396円/kg + 21.3%   |
| バター (F≤85%)              | 1,159円/kg + 35% | 985円/kg + 29.8%   |
| 全脂粉乳 (5% < F ≤ 30%)      | 720円/kg + 30%   | 612円/kg + 25.5%   |
| 全脂加糖れん乳 (F > 8%)         | 599円/kg + 30%   | 509円/kg + 25.5%   |
| 脱脂加糖れん乳 (F ≤ 8%)         | 299円/kg + 30%   | 254円/kg + 25.5%   |
| 脱脂無糖れん乳 (F ≤ 7.5%)       | 299円/kg + 25%   | 254円/kg + 21.3%   |
| ホエイパウダー<br>(F ≤ 5%, 無糖)  | 500円/kg + 35%   | 425円/kg + 29.8%   |
| クリーム (脂肪分45%以下)          | 747円/kg + 25%   | 635円/kg + 21.3%   |
| ヨーグルト                    | 1,076円/kg + 35% | 915円/kg + 29.8%   |
| プロセスチーズ                  | 40%             | 40%               |
| ナチュラルチーズ<br>(ゴーダー, チェダー) | 35%             | 29.8%             |
| (粉チーズ)                   | 35%             | 26.3%             |
| (ピザ用冷凍チーズ)               | 35%             | 22.4%             |
| アイスクリーム<br>(しょ糖50%未満)    | 28%             | 21%               |
| フローズンヨーグルト               | 35%             | 26.3%             |
| 調製食用脂                    | 1,363円/kg + 35% | 1,159円/kg + 29.8% |
| ココア調製品 (無糖)              | 25%             | 21.3%             |

正敏特別委員(社団法人日本卵業協会会長), 鳩山 滋特別委員(飼料輸出入協議会理事長), 森 治良特別委員(社団法人日本食肉市場卸売協会会長), 堀 喬特別委員(全国農業協同組合連合会専務理事)が辞任され,新たに平成11年9月6日付けで丸山 達男委員, 森岡 繁三委員, 清澤 盛雄特別委員, 佐藤 正芳特別委員, 野間 良彦特別委員, 三村 浩昭特別委員がそれぞれ任命された。委員及び特別委員は次のとおりである。

## 畜産振興審議会委員

|       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 足立 己幸 | 女子栄養大学教授                    |
| 伊東依久子 | 消費科学連合会副会長                  |
| 今村奈良臣 | 日本女子大学家政学部教授                |
| 岩崎 充利 | 財団法人畜産環境整備機構理事長             |
| 上野 千里 | 酪農自営業                       |
| 遠藤 幸男 | 肉用牛自営業                      |
| 甲斐 諭  | 九州大学農学部教授                   |
| 金森 房子 | 東京都立短期大学講師                  |
| 岸 康彦  | 愛媛大学農学部教授                   |
| 栗原 喜一 | 神奈川大学非常勤講師                  |
| 紺野 貞郎 | 全国町村会常任理事                   |
| 齋藤 金三 | 社団法人日本養鶏協会副会長               |
| 新藤 秀逸 | 社団法人全国和牛登録協会副会長             |
| 須田 洵  | 日本中央競馬会常務理事                 |
| 千代 正直 | 全国農業協同組合中央会副会長              |
| 中瀬 信三 | 社団法人中央畜産会副会長                |
| 中山 悠  | 社団法人日本乳製品協会会長               |
| 藤原 和人 | 農林漁業金融公庫副総裁                 |
| 増田 淳子 | 株式会社NHKソフトウェアエグゼクティブプロデューサー |
| 丸山 達男 | 北海道副知事                      |
| 甕 滋   | 地方競馬全国協会会長                  |
| 森岡 繁三 | 協同組合日本飼料工業会会长               |
| 森口 晏  | 全国農業協同組合連合会副会長              |
| 吉田小夜子 | 養豚自営業<br>畜産振興審議会特別委員        |
| 井島 榮治 | 社団法人日本食鳥協会会長                |
| 伊藤 研一 | 日本ハム・ソーセージ工業協同組合副理事長        |
| 伊藤 義浩 | 全国牛乳商業組合連合会会長               |
| 今井 清  | 日本大学生物資源科学部教授               |
| 入谷 明  | 近畿大学生物理工学部教授                |
| 香川 庄一 | 社団法人中央畜産会専務理事               |
| 金川 幹司 | 社団法人北海道酪農協会会長               |
| 亀岡 喰一 | 社団法人日本科学飼料協会理事長             |
| 清澤 盛雄 | 社団法人日本卵業協会会長                |
| 小林 信一 | 日本大学生物資源科学部助教授              |

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 佐藤 正芳 | 飼料輸出入協議会理事長       |
| 生源寺真一 | 東京大学大学院教授         |
| 鈴木 正  | いわい東農業協同組合代表理事    |
| 田中 榮  | 全国農業会議所事務局長       |
| 土井 邦雄 | 東京大学農学部教授         |
| 内藤 進  | 社団法人全国肉用牛協会専務理事   |
| 中田 俊男 | 全国乳業協同組合連合会副会長    |
| 西中 啓二 | 全国畜産農業協同組合連合会専務理事 |
| 西原 高一 | 社団法人中央酪農会議専務理事    |
| 野間 良彦 | 社団法人日本食肉市場卸売協会会長  |
| 福岡伊三夫 | 全国食肉事業協同組合連合会会長   |
| 三村 浩昭 | 全国農業協同組合連合会常務理事   |
| 向田 孝志 | 財団法人北海道農業開発公社理事長  |
| 吉濱 彰啓 | 全国開拓農業協同組合連合会専務理事 |

審議会の各部会の委員及び特別委員は、次のとおりである。

## 【企画部会】

委員 足立己幸, 伊東依久子, 岩崎充利, 上野千里, 遠藤幸男, 金森房子, 岸康彦, 栗原喜一, 須田洵, 千代正直, 中山悠, 藤原和人, 増田淳子, 丸山達男, 甕滋, 森口晏

特別委員 伊藤研一, 小林信一, 生源寺真一, 鈴木正, 田中榮, 内藤進, 福岡伊三夫

## 【家畜改良増殖部会】

委員 甲斐諭, 齋藤金三, 新藤秀逸, 須田洵, 中瀬信三, 中山悠, 吉田小夜子

特別委員 伊藤研一, 入谷明, 金川幹司, 土井邦雄, 三村浩昭

## 【酪農部会】

委員 足立己幸, 伊東依久子, 岩崎充利, 上野千里, 甲斐諭, 金森房子, 岸康彦, 栗原喜一, 紺野貞郎, 須田洵, 千代正直, 中瀬信三, 中山悠, 藤原和人, 増田淳子, 丸山達男, 甕滋, 森口晏

特別委員 伊藤義浩, 小林信一, 生源寺真一, 鈴木正, 中田俊男, 西原高一, 向田孝志

## 【養鶏部会】

委員 伊東依久子, 金森房子, 齋藤金三, 千代正直, 増田淳子, 甕滋, 森岡繁三

特別委員 井島榮治, 今井清, 香川庄一, 清澤盛雄, 土井邦雄, 三村浩昭

## 【食肉部会】

委員 足立己幸, 伊東依久子, 岩崎充利, 上野千里, 遠藤幸男, 甲斐諭, 金森房子, 岸康彦, 栗原喜一, 紺野貞郎, 須田洵, 千代正直, 中瀬信三, 藤原和人, 増田淳子, 甕滋, 森口晏, 吉田小夜子

特別委員 伊藤研一, 生源寺真一, 土井邦雄, 内藤

進、西中啓二、野間良彦、福岡伊三夫、吉浜彰啓

【飼料部会】

委員 岩崎充利、岸康彦、栗原喜一、紺野貞郎、新藤秀逸、須田洵、藤原和人、丸山達男、甕滋、森岡繁三、森口曼

特別委員 香川莊一、亀岡暉一、田中榮、鳩山滋

第40回畜産振興審議会において、農林水産大臣から諮問された事項を審議するため、平成11年9月7日、11月12日、12月13日、平成12年2月7日、3月10日、3月17日に企画部会、平成11年9月28日、平成12年3月17日に家畜改良増殖部会・養鶏部会が合同にて開催された。企画部会においては、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」(諮問別記(1))、家畜改良増殖部会・養鶏部会においては「家畜及び鶏の改良増殖目標」(諮問別記(2))、また、第41回畜産振興審議会が、平成12年3月9日農林水産省三番町分庁舎において開催され、農林水産大臣から諮問された事項を審議するため、3月14日に飼料部会、3月15日に食肉部会、3月16日に酪農部会がそれぞれ開催され、3月16日の飼料部会においては、「12年度飼料需給計画」(諮問別記(3))、3月15日の食肉部会においては「12年度の指定食肉の安定価格を定めるに当たり留意すべき事項」(諮問別記(4))、「12年度の肉用子牛の保証基準価格を定めるに当たり留意すべき事項及び合理化目標価格を定めるに当たり留意すべき事項」(諮問別記(5))、3月16日の酪農部会においては、「12年度の加工原料乳の保証価格及び基準取引価格、生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量並びに指定乳製品の安定指標価格を定めるに当たり留意すべき事項」(諮問別記(6))につき審議が行われた。

これらの各部会での審議の後、それぞれ諮問事項に対する答申(別記(5))がなされ、これに基づき慎重に検討を行った結果、12年度の指定食肉の安定価格、肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格、加工原料乳の保証価格等が決定され、3月30日に告示(別記(6))された。

別記(1)

11畜B第1382号

平成11年9月7日

畜産振興審議会会长殿

農林水産大臣 玉沢 徳一郎

諮 問

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の2第1項の規定に基づき、酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針を定め

るに当たり留意すべき事項について、同条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

別記(2)

11畜A第2193号

平成11年9月7日

畜産振興審議会会长殿

農林水産大臣 玉沢 徳一郎

諮 問

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第3条の2第1項の規定に基づき家畜改良増殖目標を定めるに当たり留意すべき事項について、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、鶏の改良増殖目標についてもこれに準じて定めたいので、併せて意見を求める。

別記(3)

12畜B第261号

平成12年3月9日

畜産振興審議会会长殿

農林水産大臣 玉沢 徳一郎

諮 問

飼料需給安定法(昭和27年法律第356号)第3条の規定に基づき政府が行う輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しに関する平成12年度飼料需給計画を定めるに当たり留意すべき事項について、貴審議会の意見を求める。  
別記(4)

12畜A第492号

平成12年3月9日

畜産振興審議会会长殿

農林水産大臣 玉沢 徳一

諮 問

畜産物の価格安定等に関する法律(昭和36年法律第183号)第3条第1項の規定に基づき平成12年度の指定食肉の安定価格を定めるに当たり留意すべき事項について、同条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

別記(5)

12畜A第493号

平成12年3月9日

畜産振興審議会会长殿

農林水産大臣 玉沢 徳一郎

諮 問

肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第5条第1項の規定に基づき平成12年度の保証基準価格を定めるに当たり留意すべき事項及び同条第2項の規定に基づき合理化目標価格を定めるに当たり留意すべき事項について、同条第7項の規定に基づき、

貴審議会の意見を求める。

別記(6)

12畜A第489号

平成12年3月9日

畜産振興審議会会长殿

農林水産大臣 玉沢 徳一郎

諮問

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第11条第1項の規定に基づき平成12年度の加工原料乳の保証価格及び基準取引価格、生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量並びに指定乳製品の安定指標価格を定めるに当たり留意すべき事項について、同条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

別記(5)

（企画部会）

12畜審第9号

平成12年3月17日

農林水産大臣 玉沢 徳一郎殿

畜産振興審議会  
会長 今村奈良臣

答申

平成11年9月7日付け11畜B第1382号で諮問のあった酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために基本方針を定めるに当たり留意すべき事項については、下記のとおり答申する。

なお、併せて別紙のとおり決議する。

記

政府から提出のあった酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために基本方針（案）の内容は、おおむね妥当と認められる。

建議

1 この基本方針を達成するためには、生産者はもとより、関係機関、団体等の十分な理解と努力が必要であり、あらゆる機会を活用して、その内容の周知徹底を図るとともに、各般の施策の具体化を図り、その適切な展開に努めること。

特に、消費者を国内生産振興のパートナーとして位置付け、生産者と消費者の相互理解に立って大家畜の生産・流通の展開が図られるよう努めること。

2 土地基盤に立脚した酪農及び肉用牛生産を実現するため、自給飼料生産の拡大、飼料自給率の向上に努めるとともに、酪農経営者及び肉用牛経営者が飼料自給率の高い経営方法を選択するための支援策を推進すること。

3 資源循環型の大家畜生産を確立するため、家畜排

せつ物の適切な管理、堆肥化及び農地への還元、広域利用等の促進に努めること。

4 酪農経営及び肉用牛経営の担い手の確保に努めるとともに、ゆとりある生産性の高い経営体の一層の育成に努めること。

5 牛乳・乳製品及び牛肉等の流通の安定とコスト低減を図るために、効率的な流通・加工体制の整備等を推進し、流通・加工の一層の合理化に努めること。

6 多様化する消費者及び需要者ニーズに的確に対応した生産・加工に努めるとともに、国産の牛乳・乳製品及び牛肉に関する知識の普及・情報の提供等を通じた消費拡大に努めること。

7 この基本方針の達成状況について、フォローアップに努めるとともに、その結果を踏まえ必要に応じ政策内容の見直しを行うこと。

（家畜改良増殖部会・養鶏部会）

12畜審第10号

平成12年3月17日

農林水産大臣 玉沢 徳一郎殿

畜産振興審議会  
会長 今村奈良臣

答申

平成11年9月7日付け11畜A第2193号で諮問のあった平成22年度を目標年次とする家畜改良増殖目標及び鶏の改良増殖目標案については、慎重に審議を進めた結果、適当と認める。

なお、政府は、食料・農業・農村基本法及びそれを具現化する食料・農業・農村基本計画並びに酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために基本方針に即し、本目標を達成するため、効率的な能力の検定の実施、家畜の受精卵移植、DNA解析等の新技術の活用等により、優れた種畜及び種鶏の生産とその利用を基本とした改良増殖対策の拡充強化を図るとともに、これらの需給の動向に即し、生産から流通・消費に至る各般の施策を総合的に実施することにつき十分配慮されたい。

（飼料部会）

12畜審第5号

平成12年3月14日

農林水産大臣 玉沢 徳一郎殿

畜産振興審議会  
会長 今村奈良臣

平政12年度飼料需給計画について（答申）

平成12年3月9日付け12畜B第261号をもって諮問のあった平成12年度飼料需給計画については、政府試案により決定することを適當と認める。

なお、併せて下記のとおり決議する。

記

畜産物の安定供給と生産コストの低減を図るとともに、資源の循環を視野に入れた飼料自給率の向上を図るため、飼料の安定供給を旨とし、国民的理解を得つつ、次の点に留意して飼料行政を的確に推進すること。

1 自給飼料については、その増産を推進し、適切に家畜に給与することが重要であり、飼料増産推進計画の達成に向けた行政、農業団体等関係者一体となった増産運動を展開するとともに、以下の事項について推進を図ること。

①自給飼料基盤の強化

ア 地域の実情に応じた畜産農家への土地利用集積、転作田・水田裏等既耕地における作付拡大、草地整備の計画的な推進、稲わら・野草等低・未利用資源の畜産的利用の促進を図ること。

イ 転作田等において耕種農家が生産した飼料作物の円滑な流通を促進すること。

②生産性及び品質の向上

農家の技術水準の向上による単収の向上等を図ること。

③飼料生産の組織化・外部化

大型機械化体系の導入等による作業の効率化、飼料生産受託組織の育成等を推進すること。

④日本型放牧の推進

地域の土地条件、自然条件に適応した放牧を推進すること。

⑤自給飼料多給型畜産の推進

飼料自給率向上につながる家畜改良、飼養管理技術の改善、自給飼料多給型畜産物の流通消費の拡大等を推進すること。

2 飼料供給の大宗を占める濃厚飼料については、安全で安価な飼料を安定的に供給することが特に重要なことから、以下の事項について推進を図ること。

①配合飼料価格安定制度の適切な運用に努めるとともに、適正かつ効率的な飼料作物の備蓄の推進に努めること。

②食品製造副産物等の有機質資源の利用を促進し、国内産濃厚飼料の利用促進に努めること。

③SBS方式による需要に応じた品質・価格での飼料用麦の供給に努めること。

④組換え体利用飼料の安全性の確保を図ること。

(食肉部会)

12畜審第7号  
平成12年3月15日

農林水産大臣 玉沢 徳一郎殿

畜産振興審議会  
会長 今村奈良臣

答 申

平成12年3月9日付け12畜A第492号で諮問があつた平成12年度の指定食肉の安定価格を定めるに当たり留意すべき事項並びに平成12年3月9日付け12畜A第493号で諮問があつた平成12年度の肉用子牛の保証基準価格を定めるに当たり留意すべき事項及び肉用子牛の合理化目標価格を定めるに当たり留意すべき事項については、下記のとおり答申する。

なお、併せて別紙のとおり建議する。

記

1 豚肉の安定価格については、その生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で安定価格を決めることは、やむを得ない。

牛肉の安定価格については、その生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で安定価格を決めることは、やむを得ない。

2 肉用子牛の保証基準価格については、その生産条件、需給事情及びその他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で決めることは、やむを得ない。合理化目標価格については平成12年度につき試算に示された考え方で決めることは、やむを得ない。

建 議

1. 我が国畜産の安定及び健全な発展が図られるよう、「食料・農業・農村基本法」並びにそれを具体化する「食料・農業・農村基本計画」及び「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」に即し、施策の総合的な展開を図ること。

2. 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に即し、処理施設の計画的な整備等による家畜排せつ物の利用の促進を進めるとともに、畜産環境関連対策を協力して推進すること。さらに、意欲ある担い手の確保・育成対策、地域における経営支援対策を推進すること。

3. 肉用子牛生産の維持・拡大を図るために、肉用子牛生産者補給金制度の安定的な運営に努めるとともに、繁殖雌牛の維持拡大対策を推進すること。また、肉用牛肥育経営の経営安定対策、肉用牛の改良対策、地方特定品種対策、乳用種肥育対策等を推進すること。

4. 肉豚生産の維持・拡大及び養豚経営の体质強化を

図るため、生産コストの低減、優良種豚の導入等を推進するとともに、地域肉豚生産安定基金について、適切な運用が図られるよう、都道府県を指導すること。また、平成13年度以降の養豚経営の経営安定対策のあり方について検討すること。

5. 肉牛生産の基盤を図る観点から、「飼料増産推進計画」の達成に向けて関連施策を推進し、自給飼料の増産を図ること。
6. 豚コレラ撲滅対策について関係者の理解を深めつつ円滑な推進を図るほか、生産段階における衛生水準の向上を図るために衛生管理ガイドラインの普及体制の整備等の安全衛生対策を適切に講じること。
7. 食肉処理施設の再編整備等を推進し、食肉の安全性の確保及び食肉流通の合理化を図ること。
8. 消費者の視点を踏まえつつ、きめ細かな情報提供を図るとともに、JAS法に基づく原産国表示の徹底など表所問題に関する施策や国産食肉の消費拡大等の施策を推進すること。

(酪農部会)

12畜審第8号  
平成12年3月16日

農林水産大臣 玉沢 徳一郎殿

畜産振興審議会  
会長 今村奈良臣

#### 答申

平成12年3月9日付け12畜A第489号で諮問のあった平成12年度の加工原料乳の保証価格及び基準取引価格、生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量並びに指定乳製品の安定指標価格を定めるに当たり留意すべき事項について、下記のとおり答申する。

なお、併せて別紙のとおり建議する。

#### 記

政府諮問に係る保証価格等及び限度数量については、生産条件、消費の動向及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、政府試算に示された考え方で定めることは、やむを得ない。

#### 建議

- 1 「食料・農業・農村基本計画」、新たな「酪農及び肉牛生産の近代化を図るための基本方針」等に即し、施策の総合的な展開を図ること。
- 2 乳製品・加工原料乳について市場実勢を反映した価格形成を実現し、需要の動向に応じた生産・供給を推進するとともに、真に酪農経営の安定を図る観点から、新たな生産者補給金制度の具体化を図ること。

3 新たな生産者補給金制度への移行に当たっては、生乳の用途別の計画生産の推進、乳製品の需給安定の確保その他必要な措置を講ずること。

その際、より的確な生乳の需給調整、集送乳の合理化等を進める観点から、指定生乳生産者団体の広域化の推進及び機能の強化を図ること。

- 4 ゆとりある生産性の高い酪農経営を確立するため、意欲ある担い手の確保・育成を図るとともに、酪農ヘルパー等支援組織の利用拡大、飼養管理技術の高度化及び家畜改良の推進に努めること。
- 5 環境と調和した酪農経営の推進を図る観点から、「家畜排せつ物の管理及び利用の促進に関する法律」に基づき、家畜排せつ物について、その適正な管理を確保するとともに、堆肥としての一層の利用を図るために、耕種農家との連携に努めること。
- 6 土地基盤に立脚した酪農経営の育成を図る観点から、「飼料増産推進計画」の達成に向けて関連施策を推進し、自給飼料の増産を図ること。
- 7 効率的な乳業の確立を図るため、「酪農及び肉牛生産の近代化を図るための基本方針」に即して、乳業の再編・合理化を協力に推進すること。
- 8 最近における消費者ニーズ、国民の栄養摂取の実態を踏まえ、牛乳・乳製品の有する優れた機能や商品に関する情報を的確に消費者に提供するとともに、表示の適正化を推進し、国産生乳を使用した牛乳・乳製品の消費の一層の拡大を図ること。
- 9 バターの需給緩和の傾向を踏まえ、当面、生クリーム等国産乳脂肪の需要の拡大及び広域的な需給調整の適切な実施による余乳発生の抑制を図ること。
- 10 効果的に酪農経営の安定と生乳の再生産の確保を図る観点から、酪農家の所得・経営の状況等を踏まえつつ、生産者補給金の交付のあり方について検討すること。

#### 別記(6)

農林水産省告示第442号

畜産物の価格安定等に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項の規定に基づき平成12年度の指定食肉の安定価格を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき告示する。

平成12年3月30日

農林水産大臣 玉沢 徳一郎

- 1 畜産物の価格安定等に関する法律施行規則（昭和36年農林省令第58号。以下「規則」という。）第3条第1項第1号の豚半丸枝肉1キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

## (1) 皮はぎ法により整形したもの

|        |      |
|--------|------|
| 安定基準価格 | 365円 |
| 安定上位価格 | 485円 |

## (2) 湯はぎ法により整形したもの

|        |      |
|--------|------|
| 安定基準価格 | 340円 |
| 安定上位価格 | 450円 |

2 規則第3条第2項第1号の牛半丸枝肉1キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

|        |        |
|--------|--------|
| 安定基準価格 | 785円   |
| 安定上位価格 | 1,020円 |

農林水産省告示第443号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第5条第1項の規定に基づき平成12年度の肉用子牛の保証基準価格を次のように定めたので、同条第8項の規定に基づき告示する。

平成12年3月30日

農林水産大臣 玉沢 徳一郎

肉用子牛の保証基準価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

| 品種                       | 保証基準価格             |
|--------------------------|--------------------|
| 黒毛和種                     | 1頭につき、<br>304,000円 |
| 褐毛和種                     | 1頭につき、<br>280,000円 |
| 黒毛和種及び褐毛和種以外の<br>肉専用種の品種 | 1頭につき、<br>200,000円 |
| 乳用種の品種                   | 1頭につき、<br>131,000円 |
| 肉専用種と乳用種の交雑の品種           | 1頭につき、<br>175,000円 |

農林水産省告示第444号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第5条第2項の規定に基づき肉用子牛の合理化目標価格を次のように定めたので、同条第8項の規定に基づき告示する。

平成12年3月30日

農林水産大臣 玉沢 徳一郎

1 肉用子牛の合理化目標価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

| 品種   | 合理化目標価格            |
|------|--------------------|
| 黒毛和種 | 1頭につき、<br>267,000円 |
| 褐毛和種 | 1頭につき、<br>246,000円 |

## 黒毛和種及び褐毛和種以外の

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 肉専用種の品種 | 1頭につき、<br>141,000円 |
|---------|--------------------|

## 乳用種の品種

|                   |
|-------------------|
| 1頭につき、<br>80,000円 |
|-------------------|

|                |                    |
|----------------|--------------------|
| 肉専用種と乳用種の交雑の品種 | 1頭につき、<br>135,000円 |
|----------------|--------------------|

2 1の合理化目標価格についての肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和63年政令第347号）附則第4項の農林水産大臣が定める期間は、平成12年4月1日から平成13年3月31日までとする。

農林水産省告示第445号

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第11条第1項の規定に基づき、平成12年度の加工原料乳の保証価格及び基準取引価格、生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量並びに指定乳製品の安定指標価格を次のように定めたので、同条第7項の規定に基づき告示する。

平成12年3月30日

農林水産大臣 玉沢 徳一郎

## 1 加工原料乳の保証価格

| 単位     | 保証価格   |
|--------|--------|
| 1キログラム | 72.13円 |

## 2 加工原料乳の基準取引価格

| 単位     | 基準取引価格 |
|--------|--------|
| 1キログラム | 61.83円 |

|   |          |
|---|----------|
| 3 生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量 | 2,400千トン |
|---|----------|

## 4 指定乳製品の安定指標価格

| 種類      | 単位        | 安定指標価格  |
|---------|-----------|---------|
| バター     | 1キログラム    | 910円    |
| 脱脂粉乳    | 25キログラム   | 13,090円 |
| 全脂加糖れん乳 | 24.5キログラム | 8,211円  |
| 脱脂加糖れん乳 | 25.5キログラム | 7,333円  |

注1 加工原料乳の保証価格及び基準取引価格は、乳脂肪分3.5パーセントの加工原料乳について定めたものである。

2 加工原料乳の保証価格及び基準取引価格は、加工原料乳の生産者が加工原料乳を乳業者に販売する場合の工場渡し価格について定めたものであり、指定乳製品の安定指標価格は、指定乳製品の生産者が指定乳製品を需要者に販売する場合の需要者の倉庫渡し価格について定めたも

のである。

## 2 農畜産業振興事業団の業務の運営状況

### (1) 畜産物の価格安定業務

#### ア 指定乳製品等

11年度における主要乳製品のバター及び脱脂粉乳の生産量は、年度前半においては、生乳生産の減少及び生クリーム等への仕向が増加したことから減少したが、年度後半は生乳生産の増加及び生クリーム等の仕向が減少したことから増加し、通年ではバターが前年度比101.6%と伸びを示したものの、脱脂粉乳については前年度比99.2%と減少した。

このような状況下にあって、国際約束に基づくカレントアクセス分として脱脂粉乳16,738トンを輸入し、7月以降順次売渡しを行い、11月以降は乳製品取引パイラット市場での売渡しを行った。

脱脂粉乳以外のカレントアクセス分については、国際約束に従って、売買同時入札方式によりホエイ及び調製ホエイ4,187トンの売買を実施した。

また、事業団以外の者の指定乳製品等の輸入に係る買入れ・売戻し件数は192件で、その数量は351トンとなつた。

バターは、11年度当初には32千トン弱の在庫水準であったが、業務用を中心に消費量が減少する一方で、生産量は前年より増加したこと等から、年度末では38千トン弱の水準となつた。

#### イ 指定食肉

指定食肉の11年度における卸売価格は、牛肉については、年度当初は前年度を下回って推移したが、年度後半は安定上位価格を上回った。また、豚肉については、概ね安定価格帶内で推移した。

#### ウ 鶏卵

11年度の鶏卵の補てん基準価格は、170円/kgと定められた。卸売価格は、200円/kg（前年度比117.6%）と前年度を大幅に上回った。補てん状況については、6月から7月及び1月に社団法人全国鶏卵価格安定基金及び社団法人全日本卵価格安定基金による価格差補てんが行われた。

### (2) 債務保証業務

11年度の期首保証残高は、運転資金に係る保証3億9,800万円（9件）であった。期中における新規保証額は3億9,500万円（8件）、償還額は3億9,800万円であったので、年度末保証残高は、運転資金に係る保証3億9,500万円となつた。

### (3) 助成業務

#### ア 学校給食用牛乳供給事業

11年度の学校給食用牛乳供給事業は、引き続き学校を単位とする供給日数に応じた助成及び供給事業者による供給コストの低減につながる合理化への取組に対する助成を実施し、牛乳供給量42万271kLを対象とし、47億3,644万円を都道府県を通じ供給事業者に交付した。

また、学校給食用牛乳の栄養的な効果等を児童・生徒等に啓発するための「学校給食用牛乳消費定着促進事業」に対し、1,517万円を交付した。

なお、平成11年度における学校給食用牛乳供給事業対象学校数は、小学校2万3,623校（全国総数比97.6%）、中学校9,498校（同84.6%）、夜間高等学校753校（同85.6%）及びその他学校834校（同84.3%）、合計3万4,708校（同93.8%）となつた。

#### イ 指定助成対象事業

11年度の指定助成対象事業については、畜産環境対策事業、加工・流通・消費拡大対策事業、経営対策事業等72事業に対し、補助事業として1,048億4,456万円の助成を行つた。

### (4) 加工原料乳生産者補給金交付業務

11年度の加工原料乳生産者補給交付金については、加工原料乳の限度数量240万トンに対し、都道府県知事認定数量230万9,494トンであったことから、認定数量全量について生産者補給交付金を交付した。その総額は、249億3,853万円で、単価は10円80銭/kg（保証価格73円36銭と基準取引価格62円56銭との差額）であつた。

### (5) 肉用子牛生産者補給金等交付業務

11年度の生産者補給金は、「黒毛和種」については平均売買価格が保証基準価格を上回って推移したため交付はなく、「褐毛和種」15,222頭を対象に5億996万円、「その他肉用専用種」1万207頭を対象に13億3,244万円、「肉専用種以外の品種」56万6,571頭を対象に299億1,550万円、合計317億5,790万円を交付するとともに82億8,557万円の生産者積立助成金を交付した。

### (6) 主要な畜産物の生産及び流通に関する業務

#### 情報の収集、整理及び提供に関する業務

畜産物の適切な価格形成、我が国畜産の体質強化等に資するため、海外、国内の主要な畜産物の生産及び需給等に関する情報を収集・整理し、月報「畜産の情報」等により畜産関係者に提供した。また、インターネットを通じて情報提供を行うとともに、畜産物の市況等について通信衛星を利用して映像情報を提供した。この経費の総額は6億3,543万円であった。

### (7) 畜産物の需要増進業務

11年度は、特産畜産物フェア、需要開発調査研究事

表3 食肉・鶏卵の需給の推移

| 区分   | 生産量 | 牛 肉       | 豚 肉       | 馬 肉    | 羊 肉    | 鶏 肉       | (枝肉ベース、単位：トン、%) |           |
|------|-----|-----------|-----------|--------|--------|-----------|-----------------|-----------|
|      |     |           |           |        |        |           | 合計              | 鶏 卵       |
| 8年度  | 生産量 | 546,745   | 1,263,541 | 7,383  | 296    | 1,235,816 | 3,053,781       | 2,654,387 |
|      | 輸出量 | 97        | 54        | 2      | 0      | 2,998     | 3,151           | 124       |
|      | 輸入量 | 873,201   | 963,832   | 24,195 | 67,278 | 634,187   | 2,562,693       | 109,511   |
|      | 計   | 1,419,849 | 2,227,319 | 31,576 | 67,574 | 1,867,005 | 5,613,323       | 2,673,897 |
|      | 指 数 | 235.4     | 136.1     | 35.2   | 42.8   | 155.9     | 152.3           | 131.0     |
|      | 構成比 | (25)      | (40)      | (1)    | (1)    | (33)      | (100)           |           |
| 9年度  | 生産量 | 528,723   | 1,288,248 | 7,979  | 282    | 1,233,969 | 3,059,201       | 2,573,211 |
|      | 輸出量 | 144       | 13        | 0      | 0      | 3,019     | 3,176           | 985       |
|      | 輸入量 | 941,380   | 754,137   | 19,890 | 66,080 | 567,513   | 2,349,000       | 104,065   |
|      | 計   | 1,469,959 | 2,042,372 | 27,869 | 66,362 | 1,798,463 | 5,405,025       | 2,676,291 |
|      | 指 数 | 243.8     | 124.8     | 31.0   | 42.0   | 151.3     | 147.1           | 130.4     |
|      | 構成比 | (27)      | (38)      | (1)    | (1)    | (33)      | (100)           |           |
| 10年度 | 生産量 | 530,612   | 1,291,562 | 7,707  | 281    | 1,211,772 | 3,041,934       | 2,536,035 |
|      | 輸出量 | 419       | 36        | 0      | 0      | 3,493     | 3,948           | 96        |
|      | 輸入量 | 973,987   | 803,132   | 21,062 | 55,974 | 590,601   | 2,444,756       | 103,654   |
|      | 計   | 1,504,180 | 2,094,658 | 28,769 | 56,255 | 1,798,880 | 5,482,742       | 2,639,593 |
|      | 指 数 | 249.4     | 128.0     | 32.1   | 35.6   | 150.5     | 148.8           | 129.3     |
|      | 構成比 | (27)      | (38)      | (1)    | (1)    | (33)      | (100)           |           |
| 11年度 | 生産量 | 544,677   | 1,274,753 | 7,331  | 272    | 1,211,273 | 3,038,306       | 2,534,577 |
|      | 輸出量 | 1,099     | 83        | 0      | 0      | 4,103     | 5,285           | 325       |
|      | 輸入量 | 975,126   | 962,793   | 18,588 | 50,008 | 650,271   | 2,656,786       | 119,066   |
|      | 計   | 1,518,704 | 2,237,463 | 25,919 | 50,280 | 1,857,441 | 5,689,807       | 2,653,318 |
|      | 指 数 | 251.8     | 136.7     | 28.9   | 31.8   | 155.2     | 154.5           | 130.0     |
|      | 構成比 | (27)      | (39)      | (0)    | (1)    | (33)      | (100)           |           |

(注) 1 生産量(枝肉)は農林水産省統計情報部「食肉流通統計」「鶏卵食鳥流通統計」

2 輸出入量は大蔵省関税局「日本貿易月報」を枝肉換算

3 平成6年度より輸入量には加工調製品等を含む。

4 計は、(生産量-輸出量+輸入量)である。

5 羊肉は山羊肉を含む。鶏肉の輸出入量は家きん肉である。

6 指数は55年度を100として計算。同欄の( )は同年の品目合計を100とした構成比である。

7 平成11年度の数字は概数値

表4 食肉・鶏卵の価格の推移

|      | (単位：円)     |          |          |          |          |          |          |          |
|------|------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|      | 牛 肉        |          | 豚 肉      |          | 鶏 肉      |          | 鶏 卵      |          |
|      | 卸売価格       | 小売価格     | 卸売価格     | 小売価格     | 卸売価格     | 小売価格     | 卸売価格     | 小売価格     |
| 7年度  | 999( 99)   | 391(100) | 475(105) | 161(101) | 221( 99) | 107( 98) | 197(117) | 296(107) |
| 8年度  | 1,132(113) | 395(101) | 486(102) | 160( 99) | 230(104) | 109(102) | 204(104) | 305(103) |
| 9年度  | 1,158(102) | 413(105) | 483( 99) | 166(104) | 231(100) | 114(105) | 191( 94) | 306(100) |
| 10年度 | 1,047( 90) | 403( 98) | 455( 94) | 161( 97) | 234(101) | 116(102) | 170( 89) | 283( 93) |
| 11年度 | 1,044(100) | 397( 99) | 444( 98) | 157( 98) | 237(102) | 116(100) | 200(118) | 315(111) |
| 4月   | 1,064( 97) | 397( 97) | 455(101) | 157( 96) | 237(104) | 116(100) | 198(123) | 301(107) |
| 5月   | 1,007( 96) | 397( 97) | 445( 93) | 158( 97) | 237(104) | 116(100) | 192(135) | 319(119) |
| 6月   | 898( 86)   | 401( 99) | 527( 92) | 156( 96) | 237(100) | 116(100) | 168(123) | 301(119) |
| 7月   | 998( 93)   | 393( 98) | 519( 93) | 158( 98) | 237(104) | 115(100) | 165(129) | 286(114) |
| 8月   | 974( 88)   | 395( 98) | 542(115) | 156( 96) | 237(104) | 115(100) | 177(132) | 292(117) |
| 9月   | 1,061( 99) | 390( 97) | 503(100) | 155( 96) | 237(102) | 116(100) | 220(115) | 327(115) |
| 10月  | 1,062(105) | 396( 99) | 384( 94) | 159( 98) | 238(103) | 116(101) | 205(113) | 327(110) |
| 11月  | 1,045(100) | 396( 97) | 346( 88) | 158( 99) | 238(102) | 116(101) | 214(110) | 320(108) |
| 12月  | 1,084(102) | 397( 99) | 370( 89) | 158(100) | 241(100) | 116(100) | 242(104) | 349(103) |
| 12年  |            |          |          |          |          |          |          |          |
| 1月   | 1,112(111) | 401(101) | 374( 99) | 159( 99) | 240(100) | 117(101) | 175(111) | 302(108) |
| 2月   | 1,095(106) | 405(102) | 425(103) | 157(100) | 238(100) | 117(101) | 218(115) | 320(108) |
| 3月   | 1,091(109) | 399(100) | 445(101) | 154( 98) | 238(100) | 116(100) | 228(118) | 338(113) |

資料：卸売価格は農林水産省統計情報部「食肉流通統計」「鶏卵食鳥流通統計」による東京における1kg当たり価格。

鶏肉の卸売価格は「日本経済新聞」による。

小売価格は総務省「小売物価統計調査報告」による東京都区部における100g当たり価格。但し、鶏卵は1kg当たり価格。

(注) 1 ( )は前年同月比(%)である。

2 牛肉、豚肉及び鶏肉の価格は消費税額を含む。

業、新聞、雑誌等の各種媒体を通じた消費啓発事業等を実施した。この経費の総額は、1億4,326万円であった。

### 3 食肉等の需給及び価格の推移

#### (1) 牛肉

11年度の牛肉の国内生産は、肉専用種、乳用種とも前年度をわずかに上回って推移し、全体では38万1千トン（部分肉ベース）となった。

輸入については、4年度以降増加していたが、8年度は狂牛病等の影響によりかなりの程度減少した。9年度以降は再び増加し、11年度はほぼ前年度並みの68万3千トンとなった。

牛肉の卸売価格（省令価格（去勢牛の「B-2」「B-3」規格））は、8年度以降は前年度を上回る高い水準で推移してきた。10年1月以降は低下傾向で推移してきたが、11年度夏以降は回復傾向で推移している。

小売価格については、国産牛肉は「ロース」、「肩肉」とともに前年度を下回った。また、輸入牛肉も前年度を下回った。

#### (2) 豚肉

11年度の豚肉の国内生産は、前年度をわずかに下回り89万2千トン（部分肉ベース）となった。

11年度の輸入量は、平成9年度に発生した口蹄疫に伴う台湾産豚肉の輸入禁止等からの回復途中にあった前年度を大幅に上回る65万3千トン（部分肉ベース）となった。

卸売価格は、概ね安定価格帯内で推移した。

小売価格については、国産豚肉は「ロース」、「肩肉」とともに前年度をわずかに下回った。また、輸入豚肉はほぼ前年度並みとなった。

#### (3) 鶏肉

11年度の鶏肉の国内生産は63年度以降、前年並ないし前年をやや下回って推移しており、11年度は前年度をわずかに下回り、119万t（骨付きベース）となった。

卸売価格は、もも肉はほぼ前年度並みとなったが、むね肉は前年度をかなり下回る水準で推移した。

#### (4) 鶏卵

鶏卵の国内生産は、10年度は生産縮小等によりわずかに減少したが、11年度はほぼ前年度並みで推移し、254万トンであった。

卸売価格は、9年12月以降は前年をかなり下回って推移した。10年12月以降は、生産量の減少により前年度を上回って推移するようになり、特に11年度に入つてからは、前年度をかなり上回って推移した。

### 4 食肉等の流通対策

#### (1) 国産食肉産地体制整備事業

我が国の食肉処理体制の強化を図るために、産地ごとに、当該地域の肉用牛等の振興方策を踏まえ、その食肉としての処理加工・販売に関する総合的な産地体制の整備構想を作成するとともに、最新鋭の省力化設備を導入して低コストで大量処理を行う先進的な食肉センターの整備と、これに対応した効率的な集荷体制を整備した。

11年度は、基幹施設の新設1か所増設8か所について補助した。

表5 食肉加工品生産量の推移

（単位：千t）

|      | ハム       | ベーコン    | ソーセージ    | 計        |
|------|----------|---------|----------|----------|
| 7年度  | 167(99)  | 77(101) | 311(102) | 555(101) |
| 8年度  | 156(94)  | 78(102) | 305(98)  | 539(97)  |
| 9年度  | 152(98)  | 79(101) | 301(99)  | 532(99)  |
| 10年度 | 152(100) | 77(98)  | 295(98)  | 525(99)  |
| 11年度 | 153(101) | 77(100) | 294(100) | 525(100) |

資料：畜産局「食肉加工品生産量調査報告」

（注）（ ）内は前年度比（%）である

### 5 食肉、鶏卵等の価格安定対策

#### (1) 肉用子牛生産者補給金制度

平成3年度からの牛肉の輸入自由化に対応して、肉用牛経営の安定を図るために、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）に基づいて、肉用子牛価格が異常低落した場合に生産者補給金を交付する「肉用子牛生産者補給金制度」を2年度より実施しており、輸入牛肉等の関税収入を財源とした助成措置を講じている。

#### (2) 鶏卵価格安定対策事業

鶏卵の価格安定については、従来から社団法人全国鶏卵価格安定基金及び社団法人全日本卵価格安定基金が鶏卵生産者と生産者団体の積立てにより、鶏卵価格の異常低落時における価格差補てんを行ってきておりが、50年度以降、補てん財源の一部を助成している。

#### (3) 鶏卵等衛生処理流通施設整備事業

近年、食品の安全性に対する国民の関心が高まる中で、鶏卵についても消費者ニーズに対応し衛生的な生産・供給体制の確立を図ることが重要な課題となっている。

このため、鶏卵等の衛生的流通、処理のために必要な施設等の整備を行った。

## 第4節 家畜及び鶏の改良増殖対策

### 1 家畜の改良増殖対策

#### (1) 乳用牛改良増殖対策事業

##### ア 乳用牛群検定普及定着化

乳用雌牛の的確な選抜淘汰や飼養管理の改善を通じ、泌乳能力の向上、乳質の改善、選択的肉利用を促進し、酪農経営の改善に大きな役割を果たしてきた乳用牛群検定について、さらに生産性の向上によるコストの低減等を図るため、普及率の一層の拡大と牛群検定データを利用した指導体制の強化等を推進した。

11年度末現在、46都道府県で、合計11,928戸の農家の527,818頭の牛が能力検定に参加しており、検定頭数でみた普及率は45.9%であった。

##### イ 乳用種雄牛後代検定推進

乳用種雄牛後代検定事業は、昭和59年度から牛群検定農家を活用したフィールド方式により全国統一で実施してきたが、改良速度をさらに向上するためには、候補種雄牛の質的向上を図り、成績上位の検定済種雄牛を少数精銳で利用する必要があることから、より高能力が期待できる候補種雄牛185頭を2期に分けて調整交配するとともに、検定済種雄牛については、総合指数上位40位の利用を推進した。

なお、国内で供用されている種雄牛は、ほぼすべてが本事業による検定済種雄牛となっている。

##### ウ 大規模酪農能力検定システム普及推進

フリーストール・ミルキングパーラー方式等の大規模経営に適した泌乳能力検定システムの普及定着化を推進し、大規模経営における生産性向上を図るために、泌乳能力検定システムをモデル的に整備するとともに、大規模経営に適した泌乳能力検定システムに関する国内外の情報収集、技術的検討、能力情報の活用に必要な情報処理システム開発等を実施した。

#### (2) 肉用牛改良増殖対策事業

##### ア 肉用牛広域後代検定推進

肉用牛の育種改良体制の強化を図るため、優良な育種資源の広域的な利用と全国規模での能力評価体制の確立により、優良な種雄牛の作出を図る事業を24道県で実施した。また、候補種雄牛生産等のための優良な繁殖雌牛群の整備を図る事業を40道府県で実施した。

##### イ 沖縄肉用種雄牛供給

離島が多く人工授精の普及が困難である沖縄県の肉用牛の改良増殖を図るため、沖縄県外から優秀な種雄

牛を購入し、農協等に貸し付ける事業を実施した。

#### (3) 豚改良増殖対策事業

肉豚のもととなる純粋種豚の能力向上並びに肉質、発育性及び斉一性の高い系統の造成、維持・適正利用を促進するため、民間の種豚生産者の組織化による改良組合の育成、種雌候補豚及び種雄候補豚の能力検定の実施、検定合格豚の優良種豚生産者への貸付け、種豚改良部門と肉豚生産部門との連携強化、系統の造成、組合せ検定用種雄豚の導入、系統維持群の能力・血統管理を全国18県で実施した。

#### (4) 馬改良増殖対策事業

農用馬の改良増殖を図るため、馬産技術の向上のための研修会を開催するとともに、繁殖農家の組織化による改良組合の育成、改良用基礎雌馬の選定、計画交配、改良用基礎雌馬から生産された産子についての産子調査及び優良種雌馬の購入・貸付けを行う事業を、6道県において実施した。

#### (5) 鶏の改良増殖対策事業

##### ア 優良国産鶏作出体制整備

##### (ア) 種鶏性能調査

生産性の向上や鶏卵・鶏肉の品質の向上の根幹となる素材鶏の改良を図るため、素材鶏及び優良系統の能力調査を、都道府県施設で実施した。11年度は、卵用鶏3道県、肉用鶏3県において、検定を実施した。

##### (イ) 組合せ検定

農家に普及可能な優良組合せを選定するとともに地域に適した優良組合せを検定するため、国、都道府県の主要系統を計画的に交配した組合せ検定を、都道府県施設で実施した。

11年度は、卵用鶏10道県、肉用鶏2県において、それぞれ検定を実施した。

##### (ウ) フィールド性能調査

国及び都道府県において優良国産鶏として普及し得ると目される優良組合せについて、農家段階における性能調査試験を実施した。

11年度は、卵用鶏2県、肉用鶏8県において、それぞれ検定を実施した。

##### イ 育種改良強化

高品質鶏肉生産の基礎となる在来鶏の改良、凍結精液利用技術の実用化を推進し、凍結精液を利用した高能力な卵用鶏の系統造成及び消費者ニーズに対応した育種素材の有効利用を行う事業を実施した。

11年度は、在来鶏等改良事業を5県、凍結精液利用実用化推進事業を2県、凍結精液利用系統造成事業を2県、優良素材鶏利用事業の赤玉タイプを3県、もも肉タイプを1県、肉質改良強化型を5県において実施

した。

#### ウ 増殖普及システム強化

国産種鶏の安定供給体制を整備し、優良国産鶏の増殖普及を図るため、飼養者に対する管理技術指導等を実施した。11年度は、5県において実施した。

#### (6) 種畜検査

家畜改良増殖法第4条に基づき全国的に実施される種雄畜の定期検査は、乳用牛、肉用牛、馬及び人工授精に供用する豚について行われた。

### 2 家畜改良センター

家畜改良センターは、我が国畜産の厳しい情勢に対応して、より一層の家畜の能力向上、飼養管理技術の改善等を通じた生産コストの引き下げ、畜産経営の体質強化等を推進するため、近年発展の著しいバイオテクノロジー等畜産新技術を活用した効率的な改良増殖を推進する機関として、2年10月に発足した。

10年度においても、その基本方針に基づき、種畜検査、家畜人工授精師等に関する監督等のほか、①家畜・家きんの改良増殖、②先端技術の開発・実用化、③畜産新技術の指導研修、④家畜改良等情報システムの整備、⑤種子対策、⑥飼料作物流通種子検査、⑦ジーンバンク事業等の各事業を実施した。(運営費78億3,643万9千円、施設整備費10億9,791万8千円)

#### (1) 家畜・家きんの改良増殖

家畜・家きんの改良増殖については、畜種別に以下の改良増殖事業を実施するとともに、優良種畜等の配布を行った。

#### ア 乳用牛

国際化の進展に伴う低コスト高品質生産の要請に対応しつつ酪農経営の安定を図るために、泌乳能力及び体型が総合的に優れた種雄牛を広域利用し、乳用牛群全体の能力向上を図ることが必要である。このため、受精卵移植等畜産新技術を活用し種雄牛を作出する乳用優良牛群育種改良事業(MOET)を実施するとともに、作出了候補種雄牛について能力検定を行う乳用種雄牛能力検定事業を、新冠、十勝、岩手及び宮崎の各牧場で分担して実施した。(運営費3億7,863万8千円、施設整備費1億7,281万4千円)

#### イ 肉用牛

牛肉の輸入自由化等に対応し肉用牛経営の安定を図るために、生産性に優れた肉用牛の改良増殖を推進し低コスト化を図ることが必要である。このため、受精卵移植を活用した効率的な育種手法により種雄牛を作出する、肉用牛改良効率促進事業では、従来の間接検定に比べ短期かつ低コストなクローン検定(卵分割

による一卵性双子を利用)等新育種法の開発・実用化を図ること及び各県で計画交配された雄子牛(受精卵)の導入をセンター本所、奥羽及び鳥取牧場が分担して実施した。また、増体量、枝肉歩留、肉質等の特定の形質について遺伝力が高い牛群を作出し、これらの特定形質の導入が必要な育種実施主体に供給することを目的とする、肉用牛優良形質固定事業を奥羽及び宮崎牧場において実施した。さらに、産肉性及び粗飼料の利用性が高い外国種等肉用牛の種雄牛を作出する外国種等肉用牛育種改良事業を、十勝、奥羽及び熊本の各牧場で実施した。

また、肉用牛舎施設等の整備を行った。(運営費2億5,060万3千円、施設整備費1億769万9千円)

#### ウ 豚

豚肉消費の多様化に対応し効率的な肉豚生産を行い、養豚経営の安定化を図るために、斉一で能力の高い系統豚の普及が不可欠である。このため、デュロック種等の雄型系統について、優良系統を作出する豚系統造成事業を実施するとともに、系統造成のための育種素材の確保供給を行う優良純粹種豚確保供給事業を茨城及び宮崎牧場で分担して実施した。

また、豚系統造成事業の中では、遺伝子解析を行うためのリソースファミリー(デュロック×梅山豚)の造成についても実施した。

(運営費1億5,667万3千円、施設整備費7,693万3千円)

#### エ 鶏

我が国の気候風土にあった国産鶏の改良増殖を推進するため、その実用鶏作出のもととなる優良基礎系統の造成を行う鶏系統造成事業を岡崎及び兵庫牧場で実施し、この中で卵用鶏にあっては卵殻強度の高いもの、肉用鶏にあっては低脂肪のものを作出するための遺伝子解析を行うリソースファミリーの造成を実施した。また、血液型、DNA型判定技術を応用した鶏の抗病性育種事業を本所で実施した。

(運営費1億8,101万3千円)

#### オ その他の家畜

馬(農用・乗用)及びめん羊の改良増殖については、十勝牧場、山羊の改良増殖については長野牧場で実施した。

実験動物の改良増殖については、ウサギと小型ヤギについて長野牧場、小型ブタについて茨城牧場で実施した。

(運営費6,608万円、施設整備費4,149万3千円)

#### カ 育種素材の確保

鶏の改良増殖の参考に資するために外国ひなの性能

調査を、岡崎牧場において実施した。また、育種改良上有用な個体及び系統（含む精液、受精卵）の収集、保存を実施した。

(運営費2,086万円)

#### キ 外国種畜等の購入

家畜改良センターの種畜の改良に資するため、フランスから乳用牛の受精卵を導入するとともに、国内購買により乳用雄牛を導入した。

また、乳用牛、外国種肉用牛については凍結精液を海外から輸入した。

(運営費5,678万1千円)

#### ク 飼料生産業務

飼料生産については、大家畜の飼育に必要な粗飼料を確保するため、大型農機具を活用した効率的な乾草及びサイレージの生産を行うとともに、飼料の高位生産技術及び低コスト化技術の調査を行った。2,319haの飼料生産は場において、TDN換算で、乾草4,020トン、サイレージ類2,351t、穀実類29tを生産した。

#### (2) 先端技術の開発・実用化

効率的な家畜改良増殖及び畜産経営の安定化を推進するためには、受精卵移植等の畜産新技術の活用・普及を図ることが必要である。

このため、本所及び各牧場において牛の核移植技術、鶏の形質転換鶏作出技術、理化学的分析を活用した肉用牛の肉質評価技術及び同技術を利用した効率的肥育技術の確立並びに高品質肉豚及び肉鶏生産のための優良肉質判定基準の策定及びそれを加味した新しい育種手法の確立、遺伝子解析技術を活用した乳房炎に抵抗性のある乳用牛の作出手法の確立、肉用牛の肉質に係る遺伝子を解析するリソースファミリーの造成、牛の生体内卵胞卵子吸引技術の開発・実用化、一卵性双子生産技術を活用した効率的かつ合理的な肉用牛生産技術体系の開発及び家畜飼養の各段階での悪臭低減化技術の開発、体細胞を供核細胞とした牛の核移植技術及び優良子牛を放牧によって生産するための総合技術体型の開発を実施した。

また、本所、茨城及び宮崎牧場において、豚の受精卵移植関連技術の開発・実用化のための事業を実施し、新冠、十勝、奥羽、岩手、鳥取及び宮崎牧場において、県・民間等の畜産新技術関係機関を集めた畜産新技術普及推進協議会を開催し、畜産新技術の普及を行った。

(運営費2億8,760万3千円)

#### (3) 畜産新技術指導研修

##### 畜産技術協力

畜産新技術の実用化及び実証展示で得られた成果を普及するために、本所において都道府県等の畜産技術

者を対象として家畜人工授精指導者研修及び家畜受精卵移植指導者研修等を実施するとともに、近年開発途上国からの畜産技術協力の要請が急速に増加していることに対応し、開発途上国の畜産技術者に対し、受精卵移植技術等5コースの集団技術研修を実施したほか、プロジェクト協力事業に係るカウンターパートの研修、青年海外協力隊等の派遣前研修を実施した。

(運営費2,204万2千円)

#### (4) 家畜改良等情報システムの整備

家畜の遺伝的能力評価の効率化を図るために、本所において、血縁関係をもとに祖先、きょうだい、後代のデータを用いて、種雄牛評価をより正確に行うとともに、雌牛の評価を可能とするアニマルモデルによる能力評価システムを実用化した。11年には春と秋に乳用牛の全国能力評価を実施・公表し、肉用牛等他の畜種への適用についても検討を行った。

さらに、種子部門においては、品種比較栽培調査、都道府県の奨励品種選定調査等から得られる品種情報のデータベース化を行った。

(運営費1億746万3千円)

#### (5) 種子対策

我が国に適した飼料作物の優良種子の供給を確保するため、十勝、長野及び熊本の各牧場に採種ほ（原原種、原種）、検定ほ等を設置し、増殖用もと種子の供給を行った。

また、OECD牧草等種子品種証明制度に基づく海外契約採種用原種種子の品種証明業務を長野牧場において行った。

(運営費1億1,738万4千円)

#### (6) 飼料作物流通種子検査

種苗法に基づく「指定種苗」を対象に、①表示事項及び、②表示事項の内容に関する検査等を十勝、長野及び熊本牧場において実施した。

#### (7) ジーンバンク事業

家畜改良センターは、動植物遺伝資源のサブバンクとして位置付けられており、保存の必要のある家畜・家きん及び飼料作物について収集・保存を行っている。

11年度は、新たに黒毛和種1系統を導入したほか、めん羊、黒毛和種の追加導入及び従来から育種素材としてけい養していた鶏及び山羊の一部をジーンバンク用として組み替え、収集品種（系統）について特性調査を実施した。植物遺伝資源については、栄養体の保存を行うとともに109品種（系統）の種子の再増殖及び特性調査を行った。11年度までのジーンバンク事業による保存数（件数）は、動物45品種（系統）、植物412品種（系統）となった。